平成２８年（フ）第１３２号
青森県弘前市大字五代字早稲田560番地１
有料老人ホーム五代の里、旧住所青森県黒石市大字浜町63番地１　浜丁ビル23号
債務者　西谷　幹雄
１　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１３８号
青森県弘前市大字乳井字乳井95番地１
債務者　棟方志のぶ
１　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７２６９号
東京都台東区東上野３－２－３　上野イースト303、住民票上の住所福島県いわき市泉ケ丘１丁目17―13
債務者　鎧　　理奈
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２７０号
東京都足立区青井５丁目11―40―1009
債務者　鈴木　忠義
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２７１号
東京都葛飾区東新小岩４丁目25―19―301
債務者　大瀬　数馬
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８６号
東京都足立区竹の塚１丁目４―25―504
債務者　角田賀緒利（旧姓菊地）
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８８号
東京都品川区西大井２丁目21―９―109
債務者　堀内　愛子
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２９１号
東京都大田区中馬込３丁目16―３―101
債務者　小林　清八
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２９２号
東京都江戸川区篠崎町８丁目13―10―202
債務者　平野　節子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２９４号
東京都杉並区高円寺南５丁目39―12―102
債務者　岩崎アリサ
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２９５号
東京都調布市布田２丁目50―２　ウエストストリームⅡ203
債務者　中山　祐美
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３００号
東京都港区白金５丁目14―12―102
債務者　八巻　清光
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３０１号
東京都練馬区関町東１丁目８－２　メゾンウエスト２　101
債務者　巻渕　興嗣
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３０２号
東京都世田谷区船橋５丁目22―４
債務者　坂本　優子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３０３号
東京都中野区中央５丁目８―11　11号館205
債務者　増子　貞治
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３０６号
東京都足立区谷中１丁目23－２
債務者　原口　美穂
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部